

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ

号外 (四) 平成二十九年 四月 一日

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の項第四号中「及び現代陶芸美術館」を「現代陶芸美術館、図書館及び博物館」に改める。

別表第三県事務所長の部八の項及び九の項中「環境生活政策課」の下に「環境企画課」を加え、「環境管理課及び自然環境保全課」を「及び環境管理課」に改め、同部二十一の五の項の次に次のように加える。

二十一の六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

- 1 法第十八条第一項の規定により技術基準に適合させるための整備を命ずること。
- 2 法第二十八条第二項の規定により指導及び助言をすること。
- 3 法第二十九条第二項の規定により報告させること。
- 4 法第三十条第二項の規定により所属職員に立入検査又は質問をさせること。

別表第三県事務所長の部二十三の項第四号中「一般廃棄物処理施設」の下に「又は産

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十九年四月一日

業廃棄物処理施設」を、「一般廃棄物」の下に「又は産業廃棄物」を加え、同項第五号中「一般廃棄物」の下に「又は産業廃棄物」を加え、同項第十四号中「一般廃棄物処理施設」の下に「又は産業廃棄物処理施設」を加え、同項第三十八号中「第十五条の二第五項」の下に「(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第六十四号中「廃止」の下に「確認」を加え、同部二十四の項第十三号中「産業廃棄物アセスメント」の下に「の結果」を加え、同項第十四号中「産業廃棄物アセスメント結果」を「の発生量等の」に改め、同部三十六の項を次のように改める。

三十六 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第四十七号)附則第五條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる第十二條の規定による改正前の工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)以下この項中「旧法」という。)の施行に関する事務(中濃県事務所長、東濃県事務所長及びひ恵那県事務所長を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 1 旧法第九條第一項の規定により勧告を行うこと。 2 旧法第十條第一項の規定により勧告に係る事項の変更を命ずること。 3 旧法第十一條第二項の規定により実施の制限の期間を短縮すること。
--	--

別表第三県事務所長の部四十三の項第十九号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第三県事務所長及び自動車税事務所長の部中「及び自動車税事務所長」を削り、同表保健所長の部十八の項中「関係保健所長、可茂保健所長及び」を削り、同部三十五の項中「(という。)」の下に「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)以下この項中「施行令」という。)」を加え、同項中第十三号を第二十三号とし、同項第十二号中「を交付する」を「の交付申請に係る決定及び交付を行う」に改め、「除く」の下に「以下次号から第二十二号まで及び第二十四号から第二十九号までにおいて同じ」を加え、同号を同項第十七号とし、同号の次に次の五号を加える。

- 18 法第四十五条第三項(同条第五項及び法第四十五条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定により精神障害の状態にないと認めたと旨の通知をすること。
- 19 法第四十五条第四項の規定により精神障害の状態にあることを認定すること。
- 20 法第四十五条の二第二項並びに施行令第十条第二項及び第十条の二第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を受けること。
- 21 法第四十五条の二第三項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずること。
- 22 法第四十五条の二第四項の規定により指定する精神保健指定医に診察させること。別表第三保健所長の部三十五の項中第十一号を第十六号とし、第十号を第十五号とし、第九号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 14 法第三十八条の六第二項の規定により精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は法第三十三条第一項、第三項若しくは第四項の規定による入院について同意した者に対し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ずること。別表第三保健所長の部三十五の項中第八号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。
- 11 法第三十八条の三第四項の規定により入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命ずること。
- 12 法第三十八条の五第五項の規定により入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずること。
- 別表第三保健所長の部三十五の項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 7 法第二十九条の二の二第三項の規定により行動の制限を行うこと。
- 別表第三保健所長の部三十五の項第四号の次に次の一号を加える。
- 5 法第二十九条の二第二項の規定により入院措置をとるかどうかを決定すること。
- 別表第三保健所長の部三十五の項に次の六号を加える。
- 24 施行令第七条第一項及び第六項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳を調整すること。
- 25 施行令第七条第二項及び第四項の規定により氏名等の変更の届出を受けること。
- 26 施行令第七条第五項の規定により新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。
- 27 施行令第八条第二項の規定により先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換え

に新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

28 施行令第九条第二項の規定により先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

29 施行令第十条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳を再交付すること。

別表第三保健所長の部第三十八の項第三号中「含む。」の下に、「第五十一条の第三第一項、第五十一条の二十七第一項、第五十一条の三十二第一項」を、「こと」の下に「(県立施設を除く施設に係るものに限る。次号及び第五号において同じ。)」を加え、同項中第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、同項第七号中「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 法第五十七条第二項の規定により医療受給者証の返還を求めること。

別表第三保健所長の部第三十八の項第六号中「第五十六条」を「第五十六条第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

10 法第五十六条第四項の規定により支給認定の変更の認定を行った場合に、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、これを返還すること。

別表第三保健所長の部第三十八の項第五号中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

7 法第五十四条第二項の規定により指定自立支援医療機関の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めること。

8 法第五十四条第三項の規定により医療受給者証を交付すること。

5 法第五十一条の四第一項及び第五十一条の三十三第一項の規定により勧告すること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項第十九号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表精神保健福祉センター所長の部一の項中「い。」の下に「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下この項中「施行令」という。）」を加え、同項第八号中「第四十五条」を「第四十五条第二項」に改め、「限る」の下に「以下この項において同じ」を加え、同項に次の十一号を加える。

9 法第四十五条第三項（同条第五項及び法第四十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により精神障害の状態にないと認めたと旨の通知をすること。

10 法第四十五条第四項の規定により精神障害の状態にあることを認定すること。

11 法第四十五条の二第一項並びに施行令第十条第二項及び第十条の二第一項の規定

により精神障害者保健福祉手帳の返還を受けること。

12 法第四十五条の二第三項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずること。

13 法第四十五条の二第四項の規定により指定する精神保健指定医に診察をさせること。

14 施行令第七条第一項及び第六項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳を調整すること。

15 施行令第七条第二項及び第四項の規定により氏名等の変更の届出を受けること。

16 施行令第七条第五項の規定により旧居住地の都道府県知事に通知すること及び新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

17 施行令第八条第二項の規定により先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

18 施行令第九条第二項の規定により先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

19 施行令第十条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳の再交付をすること。

別表第三精神保健福祉センター所長の部一の項第一号中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改め、同項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同項第三号中「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 法第五十七条第二項の規定により医療受給者証の返還を求めること。

別表第三精神保健福祉センター所長の部一の項第二号中「第五十六条」を「第五十六条第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

5 法第五十六条第四項の規定により支給認定の変更の認定を行った場合に、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、これを返還すること。

別表第三精神保健福祉センター所長の部一の項第一号の次に次の二号を加える。

2 法第五十四条第二項の規定により指定自立支援医療機関の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めること。

3 法第五十四条第三項の規定により医療受給者証を交付すること。

別表第三子ども相談センター所長の部一の項中第二十三号を第二十六号とし、第十六号から第二十二号までを三号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

17 法第三十三条第七項の規定により引き続き児童の一時保護を行わせ、又は一時保

護の委託をすること。

18 法第三十三條第九項の規定による保護延長者の一時保護を行わせ、又は一時保護の委託をすること。

別表第三子ども相談センター所長の部一の項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

13 法第三十一條第四項の規定により延長者への措置を採ること。

別表第三農林事務所長の部三の項中第十四号を第十六号とし、第九号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

9 法第七十三條第四項において準用する法第六十四條の二第一項の規定により休眠農事組合法人が事業を廃止してない旨の届出をすべき旨を公告すること及び当該法人から事業を廃止してない旨の届出を受けること。

10 法第七十三條第四項において準用する法第六十四條の二第二項の規定により、同条第一項の規定による公告をした旨を通知すること。

別表第三農林事務所長の部十二の項第一号中「第十條」を「第十條第一項又は第三項」に改め、同項第二号中「第十九條」を「第十九條第一項又は第三項」に改め、同号第三号中「第二十四條」を「第二十四條第一項又は第三項」に改め、同項第四号中「法第九條において準用する場合を含む。」を削り、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「及び第九條」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

5 法第二十六條の三第一項又は第三項の規定により森林経営規程の設定等の承認をすること。

別表第三土木事務所長の部三の項を次のように改める。

三 削除

別表第三土木事務所長の部六の項第九号中「第十一号、第十三号、第十四号」を「第十号から第十四号まで、第二十二号、第二十四号、第四十号及び第四十四号」に改め、同部十五の項第十号中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に改め、同項第十二号中「第三項」を「第四項」に改め、同項第十三号中「第三十五條第二項第四号及び第五号」を「第三十五條第一号及び第二号」に改め、同項第十四号中「第三十六條第三項」を「第三十六條第四項」に改め、同項第十五号中「第三十七條」を「第三十七條第二項」に改め、同項第十六号中「第三十八條」を「第三十八條第一項」に改め、同部十九の項

第二号を削る。

別表第三建築事務所長の部二の項第八号中「承認」を「認定」に改め、同項中第八十一号を第八十二号とし、第六十五号から第八十号までを一号ずつ繰り下げ、第六十四号の次に次の一号を加える。

65 施行令第三百三十七條の十六第二号の規定により建築物の移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認めること。

別表第三建築事務所長の部三の項中「法」という。の下に「都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号。以下この項中「施行令」という。）を加え、同項中第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

24 施行令第三十六條第一項第三号水の開発審査会への付議をすること。

別表第三建築事務所長の部三の項中第二十一号を第二十二号とし、第三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

2 法第三十四條第十四号の開発審査会への付議をすること。

別表第三建築事務所長の部十六の項を次のように改める。

十六 削除

別表第三建築事務所長の部十九の項中「いう。の下に」及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年省令第八十六号。以下この項中「規則」という。）を加え、同項に次の一号を加える。

8 規則第四十六條の二の規定により軽微な変更に関する証明書を交付すること。

別表第三建築事務所長の部二十の項中「いう。の下に」及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年省令第五号。以下この項中「規則」という。）を加え、同項中第九号及び第十号を削り、第八号を第二十六号とし、第一号から第七号までを十八号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第十八号までとして、次の十八号を加える。

1 法第八条の規定により建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすること。

2 法第十二條第三項又は第十三條第四項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を交付すること。

- 3 法第十二条第四項又は第十三条第五項の規定により期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を交付すること。
- 4 法第十二条第五項又は第十三条第六項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
- 5 法第十三条第二項又は第三項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性確保計画に係る通知を受けること。
- 6 法第十四条第一項の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 7 法第十四条第二項の規定により違反している旨を通知し、必要な措置をとるべきことを要請すること。
- 8 法第十五条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けること。
- 9 法第十六条第一項の規定により必要な措置をとるべきことを指示すること。
- 10 法第十六条第二項の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 11 法第十六条第三項の規定によりとるべき措置について協議を求めること。
- 12 法第十七条第一項、第二十一条第一項又は第三十八条第一項の規定により報告させ、又は所属職員に立入検査をさせること。
- 13 法第十七条第二項（法第二十一条第二項及び第三十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証明書を交付すること。
- 14 法第十九条第一項の規定により建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に係る届出を受けること。
- 15 法第十九条第二項の規定により前号の届出をした者に対し、当該届出に係る変更等の措置をとるべきことを指示すること。
- 16 法第十九条第三項の規定により前号の規定による指示に正当な理由なく従わなかった場合に、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 17 法第二十条第二項の規定により建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に係る通知を受けること。
- 18 法第二十条第三項の規定により国等の機関の長に対し、とるべき措置について協議を求めること。
- 27 別表第三建築事務所長の部二十の項に次の七号を加える。
法附則第三条第二項の規定により建築物のエネルギー消費性能の確保のための構

<p>造及び設備に関する計画の届出を受けること。</p> <p>28 法附則第三条第三項の規定により前号の届出をした者に対し、当該届出に係る計画の変更等を指示すること。</p> <p>29 法附則第三条第四項の規定により前号の規定による指示に正当な理由なく従わなかった場合に、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>30 法附則第三条第七項の規定により建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の通知を受けること。</p> <p>31 法附則第三条第八項の規定により国等の機関の長に対し、とるべき措置について協議を求めること。</p> <p>32 法附則第三条第九項の規定により報告させ、又は所属職員に立入検査をさせること。</p> <p>33 規則第十一条又は第二十九条の規定により軽微な変更に関する証明書を交付すること。</p> <p>別表第三現代陶芸美術館の部の次に次のように加える。</p>	<p>図書館長</p> <p>一 岐阜県図書館条例（平成二十三年岐阜県条例第四十号。以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第五条第一項の規定により、岐阜県百年公園（博物館に係る区域に限る。第三号から第八号までにおいて同じ。）における公園施設（法第二条第二項第七号に掲げるものに限る。）の設置等の許可又は変更の許可をすること。</p> <p>2 法第二十七条第一項の規定により前号の許可に係る監督処分を行うこと。</p> <p>3 条例第四条第一項及び第三項の規定により岐阜県百年公園における行為の制限の許可又は変更の許可をすること。</p> <p>4 条例第六条の規定により岐阜県百年公園の利用を禁止し、又は制限すること。</p>
---	--	--

<p>高山陣屋管理 事務所長</p>	<p>一 岐阜県高山陣屋 入場料徴収条例 (昭和五十五年岐 阜県条例第十二号、 以下この項中「条 例」という。)の 施行に関する事務</p>	<p>1 条例第二条第三項ただし書の規定によ り入場料の前納の特例を承認すること。 2 条例第二条第四項ただし書の規定によ り入場料を返還すること。 3 条例第二条第五項の規定により入場料 を減免すること。</p>
<p>二 岐阜県博物館条 例(昭和五十一年 岐阜県条例第八号、 以下この項中「条 例」という。)の 施行に関する事務</p>	<p>5 条例第九条第二項の規定により岐阜県 百年公園の利用を許可すること。 6 条例第十条第三項ただし書の規定によ り岐阜県百年公園の使用料を返還するこ と。 7 条例第十条第四項の規定により岐阜県 百年公園の使用料を免除すること。 8 条例第十一条の規定により岐阜県百年 公園の監督処分を行うこと。</p>	<p>1 条例第六条第四項ただし書(条例第七 条第五項において準用する場合を含む。) の規定により入館料の前納の特例を承認 すること。 2 条例第六条第五項ただし書(条例第七 条第五項において準用する場合を含む。) の規定により入館料を返還すること。 3 条例第六条第六項(条例第七条第五項 において準用する場合を含む。)の規定 により入館料を減免すること。</p>

別表第三流域浄水事務所長の部六の項第一号中「第二十一条の二第一項」を「第二十
六条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十九年四月一日発行

発行者
岐 阜 県

岐阜市数田南二丁目一番一
号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
一 岐 阜 文 芸 社